公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会報

第75号

発　行　(公社)滋賀県生活環境事業協会
栗東市安養寺7丁目1番25号
ウインドワードTビル3F
電話（077）554－9271
FAX（077）554－9293
E-mail:info@s-seikan.or.jp
URL：http:www.s-seikan.or.jp/
発行日　平成29年7月25日

平成29年度定時総会を開催

すべての議案が原案のとおり可決承認されました

平成29年度定時総会を、去る5月24日（水）に守山市浮気町のライズヴィル都賀山において開催しました。

定時総会は、田中会長の挨拶に続いて、ご臨席を賜りました三橋進滋賀県循環社会推進課長様から髙砂利夫滋賀県琵琶湖環境部長様の祝辞を披露いただき、引き続いて（一社）全国浄化槽団体連合会長からのメッセージ、近畿各府県の協会長からの祝電を披露したのち議事に入りました。議長には当協会副会長の北川光明氏が選出されました。

議事は、まず平成28年度事業報告、収支決算が審議承認され、平成29年度事業計画、収支予算を報告して了承されました。続いて、安田全男元滋賀県農政水産部長及び県当局の人事異動に伴い三橋進滋賀県循環社会推進課長が特別会員として承認されました。

また、本年は任期満了に伴う役員改選期であり、理事13名、監事2名が新役員として選任されました。

議事終了後、今期で退任される田中会長に北川副会長から会員及び役職員を代表して花束が贈呈され、定時総会は閉会しました。

なお、当日の定時総会出席者は69名（委任状によるものを含む。）でした。

新役員が決まりました

総会終了後に開催された第17回理事会において、「会長・副会長・常務理事の選定について」「委員会委員について」が審議され、以下のとおり決定されました。

【役員名簿】

会　長	安田全男	（公社）滋賀県生活環境事業協会
副会長	北川光明	北川産業㈱
（会長職務代行者）		
副会長	宮下政之	アムズ㈱
〃	中村　隆	㈱日映志賀
常務理事	崎山　薫	（公社）滋賀県生活環境事業協会
理　事	三橋　進	滋賀県循環社会推進課長
〃	纓坂和哉	滋賀県建築課建築指導室長
〃	愛知和巳	フジクリーン工業㈱
〃	山本宏幸	大栄産業㈱
〃	長谷川伸夫	滋賀フジクリーン㈱
〃	矢野弘己	㈱コテラ
〃	鈴木　正	㈱日吉
〃	田中将和	㈱ハウステクノ関ヶ原
監　事	髙村　隆	㈲湖東衛生社
〃	佐々木克明	税理士

【委員会委員名簿】

総務委員会

委員長	宮下政之	アムズ㈱
副委員長	長谷川伸夫	滋賀フジクリーン㈱
委　員	愛知和巳	フジクリーン工業㈱
〃	北川光明	北川産業㈱
〃	中村　隆	㈱日映志賀
〃	鈴木　正	㈱日吉

技術委員会

委員長	鈴木　正	㈱日吉
副委員長	山本宏幸	大栄産業㈱
委　員	愛知和巳	フジクリーン工業㈱
〃	長谷川伸夫	滋賀フジクリーン㈱
〃	矢野弘己	㈱コテラ
〃	田中将和	㈱ハウステクノ関ヶ原

法定検査運営委員会

委員長	三橋　進	滋賀県循環社会推進課長
副委員長	纓坂和哉	滋賀県建築課建築指導室長
委　員	宮下政之	アムズ㈱
〃	北川光明	北川産業㈱
〃	中村　隆	㈱日映志賀

就任にあたって

公益社団法人　滋賀県生活環境事業協会
会長　安田全男（まさお）

去る5月24日に開催されました当協会の平成29年度定時総会において、田中洋一会長の後を受け、会長を務めさせていただくことになりました。

前身の（社）滋賀県浄化槽協会設立から41年目を迎える協会の伝統を心の糧として、当協会に課せられた使命を果たすため、誠心誠意尽力してまいりますので、会員各位、ならびに県および市町をはじめ関係機関のご支援ご鞭撻を何卒よろしくお願い申し上げます。

私たちの滋賀は、満々と水を湛えた琵琶湖を中心に、伸びやかに広がる平野、県境へとつながる山並み、その豊かな自然と悠久の歴史に育まれてきました。この素晴らしい環境を次の世代に引き継ぐには、何より琵琶湖の生態系や水資源を守らなければなりません。

そこで、私たちに最も身近な生活排水については、下水道整備を中心とした対策が進められてきたところ、先頃公表された「滋賀県汚水処理施設整備構想2016」では、県内の汚水処理人口普及率は98％を超え、全国3位を占めるまでに至っております。

結果、それまで汚水処理の先駆的役割を担ってきた浄化槽は次々と下水道に切り替えられ、浄化槽の基数は平成12年度をピークにどんどん減少を続けており、浄化槽業界や当協会にとっては大変厳しい現状にあります。

そうした中で、将来をも見据えながら協会の発展を図るためには、浄化槽法に基づく滋賀県内唯一の指定検査機関として、法定検査の受検率を上げることが、まずもって重要となります。

本県では、法第11条に基づく毎年1回の検査の受検率が低位な状況を克服するため、保守点検業界の多大なご協力のもと、平成21年度から効率化検査制度を導入し、受検率の向上を図ってきたことにより、ようやく全国平均の3割台に並んできた状況にありますが、引き続き浄化槽の適正な維持管理を推進するため、受検率向上への確かな仕組みづくりに力を注いでまいります。

浄化槽は、『環境にも財政にも優しく、地震にも強い』生活排水処理施設であり、機能面においては下水道と同等の水処理能力を有しております。このことから、浄化槽に対する社会的な評価は今後ますます高まってくるものと期待されており、今まさに、「浄化槽」を正しく評価してより良いかたちで事業施策に反映していくことが求められています。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進や法定検査の受検率向上など、取り組むべき課題は山積しておりますが、役職員一丸となって、当協会の使命を果たしてまいります。今後とも、県をはじめ関係機関、業界団体の皆様方のご支援とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

祝　辞

滋賀県琵琶湖環境部長　髙　砂　利　夫

平成29年度公益社団法人滋賀県生活環境事業協会定時総会の開会にあたりまして、ひとことお祝いを申し上げます。

皆様には平素より本県の環境行政、とりわけ浄化槽行政の推進につきまして格別の御理解、御協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、浄化槽法に基づく指定検査機関として、法定検査の実施をはじめ、浄化槽の適正な維持管理の必要性について広く県民に周知いただくなど、公共用水域の保全や県民の皆様の生活環境の向上にきわめて重要な役割を担っていただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、本県は、近畿1,450万人の貴重な水源でもある琵琶湖を抱えることから、その水質の保全を図るため、地域の実情に合った生活排水対策を積極的に推進してきたところであり、平成27年度末の汚水処理人口普及率は98.5％で全国第3位と、全国平均を大きく上回っているところです。

また、本県では、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、この3月に「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を策定しました。この中でも下水道、浄化槽などそれぞれが有する特性、水質保全効果等を総合的に勘案して、適切な役割分担の下で計画的な整備と適正な維持管理の推進を定めており、水質汚濁の防止や改善に向けて、浄化槽の果たす役割は大変重要であると考えております。

この浄化槽を、信頼性の高い処理システムとするためには、保守点検、清掃、法定検査の実施など、日頃から適切に維持管理されていることが前提となることから、日々関わっていただいている皆様によるところが大きいと考えております。

県といたしましては、引き続き、貴協会の円滑な事業運営と、法定検査の受検率の向上を図るため、支援してまいりたいと考えておりますので、協会におかれましても、これまで以上にご尽力くださいますようお願いいたします。

最後になりますが、貴協会のますますの御発展と会員の皆さまの御健勝を祈念いたしまして、平成29年度定時総会のお祝いの言葉といたします。

法定検査精度管理委員会を開催

平成21年度から効率化11条検査が導入され7年が経過するなか、その精度を確保するための審議の場である「法定検査精度管理委員会」を、平成29年1月23日（月）に学識経験者や行政機関代表者等の委員により開催しました。

①効率化11条検査の実施状況　②2次検査の実施状況　③クロスチェック検査の実施状況について審議したところ、「クロスチェック検査の実施方法に課題がある。」とのご意見をいただきました。

今後とも問題点を改善してより精度の確保に努め、11条検査をさらに推進することとされました。

指定採水員指定講習会を開催

平成21年度から実施している効率化11条検査の一次検査業務を担う指定採水員の指定講習会を平成29年5月11日（木）、16日（火）の両日にライズヴィル都賀山（守山市）において開催しました。

今回の講習会は平成26年に指定講習会を受講された方の有効期限が満了になることにより開催したもので、新たに採水員の指定を受けようとする7名の受講を含めて両日合せて21名の受講がありました。

講習会受講修了者から指定採水員指定申請書の提出を受けて、指定採水員指定書及び身分証明書を発行しました。

【講習会の様子】

浄化槽関係市町担当者研修会を開催

去る6月21日（水）に県内19市町の浄化槽関係事務を行う担当者を対象に研修会を開催しました。今年度から初めて担当になった方をはじめ14市町から17名の参加があり、県循環社会推進課からは「浄化槽法の概要と浄化槽事務について」、また協会からは「浄化槽の基礎知識、法定検査と維持管理、効率化11条検査について」資料に基づき説明しました。

研修会の冒頭、崎山事務局長から「本年度、浄化槽の適正管理を進めるため、県・市町行政・業界団体・指定検査機関からなる四者協議の場を検討したい。」とのあいさつがありました。

〈研修会の様子〉

浄化槽管理士試験のご案内

平成29年度の浄化槽管理士試験が下記の要領で実施されます。受験希望の方は申請受付期間中に受験手続を行ってください。

試　験　日　　平成29年10月22日（日）
試　験　地　　宮城県・東京都・愛知県・大阪府・福岡県
受 付 期 間　　平成29年7月3日（月）～8月8日（火）
受験手数料　　20,200円

受験申請書の入手方法等は

公益財団法人　日本環境整備教育センター　国家試験係
☎03-3635-4881　　ホームページ　http://www.jeces.or.jp
までお問い合わせください。

全浄連　第５回定時総会が開催

去る６月29日（木）に（一社）全国浄化槽団体連合会の第５回定時総会が東京都新宿区のグランドヒル市ヶ谷において開催されました。議事では平成28年度事業報告・収支決算が審議承認されるとともに平成28年度公益目的支出計画実施報告書及び平成29年度事業計画・収支予算が報告されました。

また、平成29年度活動スローガンや総会決議もあわせて承認されました。

活動スローガン『浄化槽　いつものために　まさかのために』

【総会風景】

～小山浩氏・大橋忠司氏～
全浄連会長表彰を受賞

定時総会に引き続いて第30回業界功労者表彰が行われ、当協会からは元理事の小山浩氏（㈱水口テクノス）、総括検査員の大橋忠司氏の２名に会員団体役員等功労者に対する全浄連会長表彰状が授与されました。

【受賞されたご両人】
～左：小山浩氏　右：大橋忠司氏～

省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業が実施されます

環境省では、平成29年度から「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業）」を実施することとなりました。

この事業は、既設大型合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図るために、省CO_2型の高度化設備の導入・改修費を補助しようとするものです。

事業の概要は以下のとおりです。

目　的

既設大型合併処理浄化槽の機械設備を省エネ型設備へと更新することにより、温室効果ガスの排出削減に大きく寄与するとともに、老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。

事業内容

101人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる省CO_2型の高度化設備（高効率ブロワ、インバータ制御装置等）の導入・改修費について、1／2を補助する。

交付対象

・民間企業、個人事業主
・独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
・都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合
・地方自治法第260条の2第1項に基づき市町村の認可を受けた地縁団体（住宅団地の住民管理組合等）
・学校法人、医療法人、社会福祉法人
・その他、環境大臣の承認を得て全国浄化槽団体連合会が適当と認める者

事業対象

原則として、下水道法に基づき策定された予定処理区域（下水道事業計画区域）以外の地域における101人槽以上の既設合併処理浄化槽

対象施設

集合住宅、住宅団地、学校教育施設、集会場、病院、社会福祉施設等

対象機器・システム

以下のうち、①のみ、もしくは①と②、①と③、①と②と③の組み合わせによる。
（但し、施設全体の年間電気量を５％以上削減できること）

①組み込まれたモーターについて、効率がＩＥＣ規格（国際電気標準会議）で規定される効率クラスＩＥ３（プレミアム効率）と同等以上のものとなる省エネ型ブロワ（ＩＥ３）への更新

②インバータ制御・タイマー設置による運転効率の改善

③その他省エネ設備への更新

詳しくは、この事業の執行団体である【一般社団法人全国浄化槽団体連合会】へお問い合わせください。

一般社団法人全国浄化槽団体連合会

☎03-3267-9757
http://www.zenjohren.or.jp

この事業の説明会を下記のとおり開催します。

開催日　平成29年8月3日(木)　午後１時30分から
場　所　ライズヴィル都賀山　５階　ロータス
守山市浮気町300－24
（ＪＲ守山駅東口より徒歩３分）
ＴＥＬ　077－583－7181

第31回全国浄化槽技術研究集会が開催されます

「浄化槽の日」関連行事の一環として、公益財団法人日本環境整備教育センター主催による第31回「全国浄化槽技術研究集会」が10月10日（火）～11日（水）に岡山市内において開催されます。

本研究集会は、浄化槽に関する技術の向上と適正な普及促進を図ることを目的に毎年開催されており、浄化槽に関する研究発表・事例発表及びシンポジウムなどを通じて最新の情報提供や意見交換することは、水環境の保全に寄与し、快適な生活環境を創造する一助として期待されています。

協会事務所のお盆休暇のお知らせ

8月14日（月）～16日（水）の間お盆休暇とさせていただきます。
ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。

滋賀県知事指定検査機関
公益社団法人　滋賀県生活環境事業協会
〒520-3015
栗東市安養寺7丁目1番25号
ウィンドワードTビル3F
TEL　077-554-9271
554-9272
FAX　077-554-9293